

短期入所生活介護サービスの利用料（2023.1～）

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割（一定以上の所得のある方は2割または3割）の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（1）短期入所生活介護の利用料

【基本部分：併設型短期入所生活介護費（多床室）（従来型個室）】

利用者の 要介護度	短期入所生活介護費（1日あたり）	
	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金 ※（注2）参照
	1割	
要介護1	5,960円	596円
要介護2	6,650円	665円
要介護3	7,370円	737円
要介護4	8,060円	806円
要介護5	8,740円	874円

（注1）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（注2）上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額※	
		基本利用料	利用者負担金
機能訓練体制加算	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を配置した場合（1日につき）	120円	12円
個別機能訓練加算	要件を満たした上で機能訓練を行っている場合（1日につき）	560円	56円
看護体制加算Ⅰ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合（1日につき）	40円	4円
看護体制加算Ⅱ	※それぞれの要件を満たした場合、加算Ⅰと加算Ⅱをそれぞれ算定できる。	80円	8円

医療連携強化加算	当該加算の要件を満たす場合（1日につき）	580円	58円
夜勤職員配置加算 I	最低基準を1以上上回る数の夜勤職員が配置されている場合（1日につき） ※加算I、IIIのいずれか1つを算定する	130円	13円
夜勤職員配置加算 III	最低基準を1以上上回る数の夜勤職員が配置されかつ、喀痰吸引等の実施ができる職員が配置されている場合（1日につき） ※加算I、IIIのいずれか1つを算定する	150円	15円
認知症行動・心理 症状緊急対応加算	認知症の行動・心理症状が認められ、緊急に短期入所生活介護が必要と医師が判断した利用者へサービス提供した場合（1日につき）	2,000円	200円
若年性認知症 利用者受入加算	若年性認知症利用者へサービス提供した場合（1日につき）	1,200円	120円
送迎加算	送迎を行った場合（片道につき）	1,840円	184円
療養食加算	要件を満たした上で療養食を提供した場合（1回につき）	60円	6円
緊急短期入所 受入加算	要件を満たした上で緊急の受入を行った場合（1日につき）	900円	90円
在宅中重度者受入 加算 (看護体制I有)	居宅において訪問看護の提供を受けていた利用者が、利用していた訪問看護事業所から派遣された看護職員により健康上の管理等を受けた場合（1日につき）	4,210円	421円
(看護体制II有)		4,170円	417円
(看護体制I・II有)		4,130円	413円
(看護体制I・II無)		4,250円	425円
サービス提供体制 強化加算I	当該加算の体制・人材要件を満たす場合（1日につき） ※（注3） ※加算I～IIIのいずれか1つを算定する	220円	22円
サービス提供体制 強化加算II		180円	18円
サービス提供体制 強化加算III		60円	6円

介護職員 処遇改善加算 I	当該加算の算定要件を満たす場合 ※(注3)	1月の利用料金(基本部分+各種加算減算)の8.3%	左記額の 1割
介護職員 処遇改善加算 II	※加算 I～IVのいずれか1つを算定する	1月の利用料金(基本部分+各種加算減算)の6.0%	左記額の 1割
介護職員等 特定処遇 改善加算 I	当該加算の算定要件を満たす場合 ※(注3)	1月の利用料金(基本部分+各種加算減算)の2.7%	左記額の 1割
介護職員等 特定処遇 改善加算 II	※加算 I～IIのいずれか1つを算定する。	1月の利用料金(基本部分+各種加算減算)の2.3%	左記額の 1割
介護職員等ベース アップ等支援加算	当該加算の算定要件を満たす場合 ※(注3)	1月の利用料金(基本部分+各種加算減算)の1.6%	左記額の 1割

(注3) 当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

【減算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分から以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額	
		基本利用料	利用者負担金
長期利用者に対する減算	連続して30日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所している利用者にサービスを提供した場合	300円	30円

(2) 介護予防短期入所生活介護の利用料

【基本部分：併設型介護予防短期入所生活介護費（多床室）（従来型個室）】

利用者の 要介護度	介護予防短期入所生活介護費（1日あたり）	
	基本利用料 ※(注1) 参照	利用者負担金 ※(注2) 参照
		1割
要支援1	4,460円	446円
要支援2	5,550円	555円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額 ※	
		基本利用料	利用者負担金
機能訓練体制加算	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を配置した場合（1日につき）	120円	12円
個別機能訓練加算	要件を満たした上で機能訓練を行っている場合（1日につき）	560円	56円
認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症の行動・心理症状が認められ、緊急に介護予防短期入所生活介護が必要と医師が判断した利用者へサービス提供した場合（1日につき）	2,000円	200円
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者へサービス提供した場合（1日につき）	1,200円	120円
送迎加算	送迎を行った場合（片道につき）	1,840円	184円
療養食加算	要件を満たした上で療養食を提供した場合（1回につき）	60円	6円
サービス提供体制強化加算Ⅰ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合（1日につき）（注3） ※加算Ⅰ～Ⅲのいずれか1つを算定する	220円	22円
サービス提供体制強化加算Ⅱ		18円	18円
サービス提供体制強化加算Ⅲ		60円	6円
介護職員処遇改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合 ※（注3）	1月の利用料金（基本部分＋各種加算減算）の8.3%	左記額の1割
介護職員処遇改善加算Ⅱ	※加算Ⅰ～Ⅳのいずれか1つを算定する	1月の利用料金（基本部分＋各種加算減算）の6.0%	左記額の1割
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合 ※（注3）	1月の利用料金（基本部分＋各種加算減算）の2.7%	左記額の1割
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	※加算Ⅰ～Ⅱのいずれか1つを算定する	1月の利用料金（基本部分＋各種加算減算）の2.3%	左記額の1割

介護職員等ベースアップ等支援加算	当該加算の算定要件を満たす場合 ※（注3）	1月の利用料金（基本部分+各種加算減算）の1.6%	左記額の 1割
------------------	--------------------------	---------------------------	------------

（注3）当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

（3）その他の費用

食費	1日につき1,800円。おやつ代120円。 （ただし、朝食540円、昼食670円、夕食590円とし、1食単位で費用の支払いを受けるものとします。）また、利用者の希望により特別な食事を提供した場合は、費用の実費をいただきます。
滞在費	従来型個室（1日につき） 1,360円 多床室（1日につき） 1,060円
送迎費	通常送迎の実施地域を超えて送迎を行った場合は費用の実費をいただきます。
理美容代	費用の実費をいただきます。 ※毎月第1、3、月曜日、第2、4、火曜日に定期的に訪問いただいています。 また、それ以外の日でも来ていただける美容室もありますのでカットや顔剃りご希望の方はご連絡ください。 ※料金は後日、利用料と一緒に請求させていただきます。
その他	日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望により提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。